

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月25日(水) 午後1時30分から午後3時00分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	石井康三	(会長代理)	7番	樹森信雄	(会長)
2番	川野辺辰美		8番	澁澤吉明	
3番	野口啓子		9番	奥澤文夫	
5番	増田一幸		10番	渋沢真弘	
6番	漆原利征		11番	増田利夫	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画(案)について(貸借権設定)
- 議案第5号 農用地利用集積計画(案)について(使用貸借権設定)

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 岡田隆史
係長 清水信吾
主事 石川諒太 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、9月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条
	第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと
	思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	2番 川野辺辰美委員、3番 野口啓子委員のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席通知は今西推進委員より出されております。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と	
いたします。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果	
報告をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明
	いたします。
	受付番号348号では、譲渡人には後継者がいないため、譲受人へ
	売買を行うものです。
	申請農地は、譲受人の自宅から徒歩2～3分の場所にあります。
	申請の事由は、米の生産向上を図るための農業経営拡張であり、本案件
	については問題ないと思われます。
	受付番号349号では、譲渡人は高齢で体調も悪く、後継者がいない
	ため、譲受人へ売買を行うものです。
	申請農地は、先ほどの受付番号348号にあった申請地の、隣にある
	農地です。また、譲受人の自宅から徒歩2～3分の場所になります。
	申請の事由は、米の生産向上を図るための農業経営拡張であり、本案件
	については問題ないと思われます。
	受付番号350号では、譲受人は、先月の議案で5条の申請をし、
	自己用住宅敷地として許可を受けました。この許可を受けた住宅敷地
	の隣にわずかな農地があり、ここを取得して自家消費野菜を作付け
	するものです。
	譲渡人は農業経営規模縮小から、譲受人へ売買を行うものです。
申請農地は、譲受人が住宅敷地として許可を受けた敷地のすぐ隣に	
位置しております。	
申請の事由は、自家消費野菜作付けであり、本案件については問題	
ないと思われます。	
受付番号351号では、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人へ売買	
を行うものです。	
申請農地は、譲受人の自宅から徒歩約5分の場所にあります。	
申請の事由は、農業経営拡張であり、本案件については問題ないと	
思われます。	

	<p>そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと思われま。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していないことから、許可要件の全てを満たしていると考えま。以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
2番	<p>受付番号348号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いなことをご報告いたします。</p> <p>申請地は(詳細に説明)です。</p> <p>申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>1. 取得した農地は新規就農するためのものであり、ほかの用途に転用したり、転貸転売いたしません。また、すべての農地を耕作し、不耕作等により、隣地に迷惑をかけないことを誓約します。</p> <p>続けて、受付番号349号について調査報告いたします。まず議案書を朗読いたします。(議案書朗読)</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いなことをご報告いたします。</p> <p>申請地は(詳細に説明)です。</p> <p>申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>1. 取得した農地は新規就農するためのものであり、ほかの用途に転用したり、転貸転売いたしません。また、すべての農地を耕作し、不耕作等により、隣地に迷惑をかけないことを誓約します。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
8番	<p>受付番号350号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いなことをご報告いたします。</p> <p>申請地は(詳細に説明)です。</p>
1番	<p>受付番号351号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いなことをご報告いたします。</p> <p>申請地は(詳細に説明)です。</p> <p>申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>1. 農地取得後は、耕作いたします。</p> <p>2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。</p> <p>1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用</p> <p>3) 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えま。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。</p>
	<p>ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願ひま。</p>

5番	348号、349号は売買とのことだが、取引価格はいくらくらいか。	
事務局	1反1万円です。	
議長	(質疑終了)	
(議案第2号)	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。	
	ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「起立」願います。	
	(起立全員)	
	起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。	
	引き続き、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。	
	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。	
	352号では、追認として自己用住宅敷の拡張をするものです。	
	申請人は現住所に住んでおり、自宅のリフォームを行うべく調査したところ、敷地の一部が農地であることが分かったため、今回申請をするものです。	
	農地の区分については生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。	
	なお、この追認ですが、昭和45年8月25日を境に都市計画法により、市街化区域と市街化調整区域が線引きされたもので、この日を基準として、この日以前に宅地等の利用が昭和45年当時の航空写真等で確認できれば、「追認」という形で転用の許可を行うということになっています	
	そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。	
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。	
	6番	受付番号352号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。	
	申請地は(詳細に説明)です。	
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。	
申請地でリフォームを計画しており、敷地を調査したところ、申請地は農地であることが判明しました。リフォームローンを契約するためのは、地目を宅地に変更することが銀行の条件となりました。建て替え等、外回りの変更はありません。本来は農地転用許可を取得すべきところ、無許可のまま今日に至っております。今後も長く居住したいと考えております。		

	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
(議案第3号)	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	その前に、議案書の差し替えがございます。357号につきまして当初配布した議案では6名の譲渡人と6筆の表記となっておりますが、正しくは9名の譲渡人と9筆でございます。そのため、議案第3号につきましては、本日配布した差し替え議案でご確認をお願いします。
	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。
	353号では、自己用住宅を設けるものです。
	譲受人は、現在市内のアパートに居住していますが、子供が大きくなり手狭になってきたため、勤務先に近い場所を探したところ、本申請地を見つけたため申請を行うものです。
	農地の区分については、秩父鉄道西羽生駅から300mの範囲内に位置する農地で、「第3種農地」と判断しました。第3種農地は原則許可となりますが、審議そのものは必要ですので、判断をよろしく願いいたします。
	354号では、資材置場を設けるものです。
	譲受人は市内でダイヤモンド粒子を配合したコンクリートカッター等の工具を製造しています。今般事業拡大に伴い、材料置場・製品置場・コンクリートカッター試験場を設けるため、本申請を行うものです。
	農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地でその規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。
	355号では、自己用住宅を設けるものです。
	譲受人は現在市内のアパートに居住していますが、子どもが生まれ手狭になったため、住宅建築を計画したところ、本申請地を見つけたため申請を行うものです。
	農地の区分については、東武伊勢崎線南羽生駅から1kmの範囲内に

	位置する農地で、「第2種農地」と判断しました。
	356号では、自己用住宅を設けるものです。
	譲受人は現在、市内のアパートに居住していますが、将来を考えて住宅建築を計画しました。妻の親戚の住む上岩瀬・中岩瀬地区で土地を探したところ、本申請地を見つけたため申請を行うものです。
	農地の区分については、「第1種農地」と判断しました。
	第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」として、例外に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われます。
	357号では、農地改良による一時転用を行うものです。
	農地改良工事を行う譲受人は、久喜市で土木業を営んでいます。
	申請地は低地のため、畑に改良した上で担い手に貸し、小麦を作付けするものです。
	なお本申請は農振農用地、いわゆる青地の中に位置する農地であり、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が一時転用であるため、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、許可相当になるものと思われます。
	358号では、先ほどの357号の案件の、工事搬入路の一時転用するものです。
	357号の農地改良工事の施工時、生活道路を重機が通行した場合、道路の破損や事故といった周辺住民への影響が大きくなることを考慮し、専用の搬入路を設置するものです。
	なお本申請は農振農用地、いわゆる青地の中に位置する農地であり、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が一時転用であるため、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、許可相当になるものと思われます。
	359号では、自己用住宅を設けるものです。
	譲受人は現在市外のアパートに居住していますが、将来の両親の介護等を考え、市内の神戸近辺で土地を探したところ、本申請地を見つけたため申請を行うものです。
	農地の区分については、東武伊勢崎線南羽生駅から1km圏内に位置する「第2種農地」と判断しました。
	そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
5番	受付番号353号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。

	<p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、市内のアパートに住んでおりますが、子どもが大きくなり、現在の住居が手狭になってきて、専用住宅の建設を決めました。勤務先近辺の市街化区域で探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ見つかり、申請を行うものです。なお、近隣に住宅も多く、駅も近く将来何かと便利なところと考えております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
10番	<p>受付番号354号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>弊社は、本社を横浜市に置き、羽生市内に東日本支店として工場及び営業所を置いております。</p> <p>現在、工場内が大変手狭になっております。また、別途、倉庫を借りておりますが、返却を求められております。そのため、今回の申請地に資材置場としてコンテナ4台とコンクリートカッター試験場を移設したいと考えております。また、現在、許可をいただいている駐車場につきましても、近隣からの申し出で大型車両の通行ができず、工事が止まっているため、今回の許可をいただければ、造成工事が完了できると考えております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
3番	<p>受付番号355号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、市外の借家で生活しておりますが、子どもが生まれ、現在の住居が手狭になるため、転居を考えておりました。現在、住宅を建築できる土地等の所有もなく、お互いの実家の中心が羽生市であり、必要があれば、手伝いに行けることを考え市街化区域を探したところ見つからなかったため市街化調整区域に広げ探したところ、本申請地が見つかり、申請に及ぶものです。</p> <p>コンビニや大型ショッピングモール、小学校や幼稚園も近く、安心して子どもの成長を見守ることができると考えております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
8番	<p>受付番号356号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p>

	申請地は（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、市内のアパートで生活しておりますが、将来を考え専用住宅の計画し、妻の親戚が住んでいる近辺の市街化区域を探したところ見つからなかったため市街化調整区域に広げ探したところ、本申請地が見つかり、申請に及ぶものです。
	駅や小学校も近く、将来何かと便利なところであると考えております。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
11番	受付番号357号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	農地改良による誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、農地改良工事のために一時転用致しますが、指導条件を遵守するとともに、万が一被害等が発生した場合には当社が責任をもって補償、解決し、一切迷惑をかけないこと、工事完了後は農地を現況復旧することを誓約します。
	続けて、受付番号358号について調査報告いたします。まず議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	農地改良による誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	埋め立て等を行うにあたっては、羽生市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例を遵守し、苦情や紛争が生じたときは事業主と事業施工者が責任をもって処理することを誓約します。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
9番	受付番号359号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、市外のアパートで生活しておりますが、将来親の介護等と考え専用住宅の計画しました。市街化区域を探したところ見つからなかったため市街化調整区域に広げ探したところ、本申請地が見つかり、申請に及ぶものです。
	近隣に住宅も多く、将来何かと便利なところであると考えております。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。

10番	357号と358号の議案書の同地番の地積、地目が異なっているが誤記でしょうか。	
事務局	357号の地積、地目が誤記となります。大変失礼しました。	
議長	(質疑終了)	
(議案第4号)	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。	
	ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。	
	(挙手全員)	
	挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。	
	続きまして、議案第4号 農地利用集積計画(案)について(賃借権設定)及び議案第5号 農地利用集積計画(案)について(使用貸借権設定)は関連があることから一括して事務局からの説明を求めます。	
	ただし、議案第5号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当する案件でありますので、審議、採決に際しましては、委員、委員、委員の	
	の退席を求めることとなります。	
	それでは、事務局の報告をお願いします。	
	事務局	事務局より説明いたします。
		議案第4号、及び議案第5号、農用地利用集積計画(案)について一括してして説明させていただきます
		農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に基づいて行われるもので、農地の貸し借りが安心してできる仕組みです。農業経営基盤強化促進法では、農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を得て、市長が定めるものとなっております、今回の議案事項となっております。
		議案第4号では農家の方同士での農地の賃貸借権の設定の数量となります。
新規及び再設定の人数の合計は40名、面積は、田125214㎡畑5697㎡の合計130911㎡となっております。		
続けて、議案第5号では、農家の方同士で農地の使用貸借権の設定の数量となります。		
新規及び再設定の人数の合計は79名、面積は、田127951㎡畑63070㎡の合計191021㎡となっております。		
以上で、議案第4号・5号 農地利用集積計画(案)についての説明を終了させていただきます。		
議長		以上で、事務局からの説明が終わりました。
		それではただいまの説明のうち、議案第4号の案件に対し、ご質疑ご発言を願います。
		(発言なし)

	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第4号 農地利用集積計画（案）について（賃借権設定）については、事務局の説明のとおり、決定し市長に答申することに賛成の委員は「挙手」願います。
	（挙手全員）
	挙手全員でありますので、議案第4号については、事務局の説明のとおり決定し、市長に答申したいと存じます。
	続きまして、議案第5号の案件に対し、ご質疑ご発言を願います。
	ただし、議案第5号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当する案件でありますので、
	委員、委員、委員の退席をお願いします。
	それでは、ご質疑、ご発言をお願いします。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第5号 農地利用集積計画（案）について（使用賃借権設定）については、事務局の説明のとおり、決定し、市長に答申することに賛成の委員は「挙手」願います。
	（挙手全員）
	挙手全員でありますので、議案第5号については、事務局の説明のとおり決定し、市長に答申したいと存じます。それでは、退席した委員の入室をお願いします。
	以上で、本日の議事は全て終了いたしました。
	続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。
事務局	報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、これは市街化区域内農地を自己用として、転用を行う場合に届出をするものです。
	駐車場敷1件、住宅敷1件でございました。
	報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。
	住宅敷6件、資材置場1件でございました。
	報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る合意の解約となります。1件ございました。
	報告事項4 農地法第5条の規定による許可申請の取下についてでございますが、これは農地転用許可申請を行ったものの、諸事情から取下げを行ったものです。2件でございました。
	報告事項5 農地法の規定による許可一覧についてでございますがこれは県許可のありました8月分でございます。
	4条が1件、5条が4件ございました。
	続きまして、諸連絡です。
	先日行われました、文化ホールでの研修会に欠席の委員につきまし

	ては、机に資料を配布しておりますのでご確認お願いします。
	今月の相談会は、稲刈りの時期ということもありますので、事務局で対応いたしますので、よろしくお願いいたします。
	おります。よろしくお願いいたします。
	来月10月の定例農業委員会の日程でございますが、10月25日
	金曜日午後1時30分を予定させていただきます。会議室は、302
	会議室を予定しておりますので、日程調整のほどよろしくお願いいたします。
	農政課より確認事項がございます。今年のコメの収量はどれくらい
	ですか。
推進委員	30年で最低。コシヒカリが一番打撃を受けた。1反あたり4俵
	以下。原因は暑さとカメムシ。水や追肥により出来に差がある。
	今回は、水を入れた人のほうが良くできている。恰好は穂の恰好
	をしているが中身がない。
推進委員	コシヒカリが例年の3分の1ほど。1反あたり3俵ほど。原因は暑さ。
	カメムシの影響もあるかもしれないが去年よりはまし。彩のきずな
	を現在、刈っているが空のもみのものが多い。1割から2割ほど。
推進委員	近隣で例年多くとれる人の話でも1反あたり4俵半。カメムシは
	手子林地区では影響が少ない。追肥した人のほうが出来がいい。
議長	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和 6年 9月 25日</p> <p style="text-align: right;">会 長 _____</p> <p style="text-align: right;">署名委員 _____</p> <p style="text-align: right;">署名委員 _____</p>	